

2024年3月11日

職員各位

社会福祉法人縁和会
理事長 上村 哲

病気休暇制度(有給休暇)と短時間正職員枠の拡大について(お知らせ)

当法人では、3月8日の理事会において、年次有給休暇とは別に職員自身の病気が生じた場合に取得できる病気休暇制度(有給休暇)と、短時間正職員の枠を疾病治療が必要な職員まで拡大しましたので、お知らせします。

今回の制度は、新型コロナウィルス感染症になっても安心して休みが取得できることや、職員の皆さまが万が一、病気になっても安心して働き続けることができる環境を提供できるよう導入することにいたしました。

記

1. 病気休暇制度(有給休暇)の新設……就業規則第37条に追記

- (1) 目的: 新型コロナやインフルエンザなどの感染症の時にも安心して休んでもらえることや年次有給休暇の付与が発生しない採用間もない新人も安心して病気休暇を取得できる働きやすい職場環境目的としています。
- (2) 実施時期: 令和6年4月1日
- (3) 内容: 職員が体調不良及び私的な負傷や疾病のため勤務できないことが、やむを得ないと認めた場合、5日間の病気休暇を与える。
- (4) 申請方法: 病気休暇を取得する場合は、事前に承認を得てください。
- (5) 取得単位: 病気休暇は有給とし1日単位、もしくは通院や治療のために時間単位や半日単位で取得することができる。
- (6) パートタイム勤務者について、下記の通りの病休休暇を付与します。
 - ①週の所定労働時間が30時間以上の場合……5日
 - ②週の所定労働時間が30時間未満の場合……3日

2. 短時間正職員の適用事由に、病気療養を追加しました。

- (1) 目的: 病気やけがのため、フルタイム勤務が難しい職員でも安心して働き続けることのできる職場環境づくりを目的とします。

- (2) 実施時期 : 令和6年4月1日
- (3) 内容 : 職員自分自身の身体的な疾病(精神的な疾患は除く)により治療等が必要となる場合 週の所定労働時間を30時間とする短時間勤務制度を受けることができる。勤務時間帯については、本人と協議のうえ決定する。なお、短縮された時間についての賃金は、支給しない
- (4) 申請方法 : 所定の申請用紙及び主治医の診断書の提出が必要です。